

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）（案）について

1. 経緯

第二期草津市子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を計画的に確保すること、また、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に必要な施策を展開していくため、令和2年3月に策定している。

策定後の計画の見直しは、国から示された「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（令和4年3月18日付け事務連絡内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども子育て支援担当）」に示されており、本市の第二期草津市子ども・子育て支援事業計画についても、今年度に計画期間の3年目（令和2年度から令和6年度までの計画期間5年の中間年度）を迎えるため、草津市子ども・子育て会議を開催し、今年度末の中間見直しに向け、事務を進めている。

今回は当該会議にて審議に諮る第二期草津市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）（案）について、協議をお願いするものである。

2. ポイント（※特に協議・審議を要する事項）

中間協議

○現計画からの変更点

- ・「児童数（就学前と小学生）の推計」と「重点的な取組について（法定必須記載事項）」の量の見込みと確保方策について見直しを行う。
- ・「重点的な取組について（法定必須記載事項）」の教育・保育給付認定区分ごとの「量の見込み」、または、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について、令和3年度の計画値と実績値に10%以上乖離がある場合には見直しを行い、必要に応じて「確保方策」も見直しを行う。

※児童数（就学前と小学生）の推計と重点的な取組（法定必須記載事項）の見直しについての審議案は、計画書（案）に掲載

（参考）計画の見直しの基準

令和3年4月1日時点の次の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、計画における量の見込みよりも10%以上の乖離がある場合は、原則として、計画の変更が必要

【支給認定区分】 1号認定／2号認定／3号認定（0歳児）／3号認定（1・2歳児）

また、10%以上の乖離がない場合についても、

- ①令和4年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合 または
- ②既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合は、「10%以上の乖離がある場合」に準じて、計画の変更を行うものとする。

※ 形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画の変更を行っている場合など、特別の事情がある場合には、計画の変更を行わないこともできる。

※ 上記には該当しない場合であっても、各市区町村の判断により、計画の変更を行うことは差し支えない。（女性就業率の更なる上昇に伴い、保育利用率の上昇が見込まれる場合や、「実績>量の見込み」となる場合には、計画の変更を行うことが望ましい。）